

# 屋上緑化等助成手続きの流れ

屋上・壁面緑化は、樹木を植えるスペースのない場所では効果的な緑化手法です。また、ヒートアイランド現象などの都市環境問題の緩和にも寄与します。本助成制度は樹木や多年草の植栽による屋上緑化、つる性植物等で壁面を緑化する壁面緑化に対して必要な費用の一部を助成します。

## ＜助成対象者＞

豊島区内で屋上緑化等を整備する**建築物の所有者**。ただし、法令、条例、要綱等により緑化関連施設の設置を求められる行為を行う者などは助成金対象から除かれます。（裏面参照）

## ＜助成要件＞

- ①屋上緑化区画面積が1㎡以上であること。
- ②屋上緑化を新たに行う場合であること。ただし、屋上緑化等の全面的な改修も含む。
- ③屋上緑化を行う建築物が、建築基準法その他の法令に適合すること。

＜申請手順＞ ★工事着手前にご連絡ください。（場合によっては現地確認をします。）

## ○申請書の提出

◎申請時に必要な書類等◎

- ①屋上緑化等助成金交付申請書
- ②現場の地図
- ③緑化計画図（平面図・立面図・断面図）
- ④緑化助成対象工事の見積書（写し）※各工種の明細がわかるもの
- ⑤工事前の写真
- ⑥建築物の登記事項証明書（発行後3か月以内）
- ⑦屋上緑化の場合：耐荷重計算書（建築士作成の証明等）

区による内容審査

↓  
現地立会い

↓  
交付決定通知書送付

☆現地確認、内容審査等により審査不適合の場合は助成対象外になる場合があります。

## ○緑化工事着手

## ○緑化工事完了

## ○実績報告書の提出

◎工事完了後に提出する書類等◎

- ①屋上緑化等実績報告書
  - ②緑化工事竣工図（平面図・立面図・断面図）
  - ③竣工後の写真
  - ④領収書（写し）など支払いの完了を証する書類
- ※工事内容の変更があった場合は施工業者の請求書（写し）（各工種の明細がわかるもの）が必要になります。

区：内容の審査

↓  
現場立ち合い確認

↓  
交付額決定通知書送付

↓  
助成金の支払い

☆書類等に押印する印鑑は統一してください。

助成金額等裏面へ→

## 〈助成金額〉

・助成金額は、「助成単位数」に緑化整備の「数量」に乗じて算出した額の合計金額と、助成対象工事の実費の3分の2の金額のいずれかの小さい額とし、限度額は屋上緑化は50万円、壁面緑化30万円とします。

・基準単価

対 象 工 事	算出単位	屋上助成 単位数	壁面助成 単位数
○防根・漏水・排水施設等基盤整備に要した経費	緑化区画面積 (㎡)	@15,000/㎡	@9,000/㎡
○土壌等植栽基盤に要した経費			
○植栽経費			
○プランター（1基100ℓ以上）に要した経費			

☆算出単位は小数点2位未満を四捨五入する。

☆交付額は合計額における1,000未満を切り捨てる。

### 助成対象とならない場合 ～次に該当する者は助成対象者から除かれます。～

- (1) 国、地方公共団体その他にこれに準ずる団体
- (2) この要綱に基づく助成以外の屋上緑化等関連助成の対象となり、その助成を受ける者
- (3) 建築物の販売による利益を目的とした事業者
- (4) この要綱に基づく助成を受けた屋上緑化等を助成を受けた日から5年未満で改修する者
- (5) 次に掲げる行為を行なう者

ア豊島区みどりの条例第16条第1項で規定する緑化計画書の届け出を要する行為

イ東京における自然の保護と育成に関する条例第14条第1項で規定する緑化計画書の届け出を要する行為

ウその他、法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められている行為

～みどりは良好な状態にたもつようにしてください～

～わからないことがありましたら、お気軽にご相談ください～

○問い合わせ先

都市整備部公園緑地課 緑化推進グループ

〒171-8422

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

TEL : 3981-4940

FAX : 3981-1008

